

## 知的財産戦略本部構想委員会（第2回）

日時：令和2年12月21日（月）13：00～15：00

場所：WEB開催

出席：

### 【委員】

渡部座長、落合委員、喜連川委員、久貝委員、オヤ委員、杉村委員、瀬尾委員、竹中委員、立本委員、田中仁委員、田中里沙委員、田路委員、中村委員、林委員、宮島委員、柳川委員、山田委員、山本貴史委員、吉村委員、

### 【事務局】

田中局長、渡邊次長、川上参事官、小林参事官

1. 開会

2. 議事

- (1) データ・標準の取組について
- (2) 知的財産推進計画 2021 に向けた検討課題
- (3) 意見交換

3. 閉会

○川上参事官 定刻を過ぎましたので、ただいまから構想委員会を始めたいと思います。  
本日は御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の川上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本日のオンライン会議の進行について御説明させていただきます。

まず、会議中はノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

御発言を御希望の場合は画面で手を挙げていただくとともに、挙手ボタンにてお知らせいただくようによろしく願いいたします。御発言される際にはマイクをミュート解除にいただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにし、挙手ボタンを解除していただくよう、よろしく願いいたします。

なお、本日は梅澤委員、川上委員、小谷委員、山本正巳委員は御欠席、柳川委員は遅れての参加となります。

それでは、ここからの議事の進行を渡部座長をお願いしたいと思います。渡部座長、よろしく願いいたします。

○渡部座長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、資料1「データ戦略タスクフォース第1次とりまとめ(案)の概要」、資料2「データ利活用のルール整備に関する取組」、資料3「標準の戦略的活用に向けた取組」について、最初の資料1はIT総合戦略室、後ろの2件は知財事務局より説明をお願いいたします。続けてやっていただければと思います。

○IT総合戦略室谷口氏 では、私のほうから資料1のデータ戦略の概要についてお話をさせていただきます。

まず、このたび貴重な場をいただきまして、ありがとうございます。新たな価値を創出するためには分野をまたいでデータ流通が必要不可欠でございます。10月下旬から過去4回にわたりデータ戦略タスクフォースを開催してきました。今回、第1次取りまとめとして整理を行いまして、本日のデジタル・ガバメント閣僚会議にて決定がされております。本文の取りまとめ案があるのですが、資料内容が多いためにこちらの概要資料にてお話しさせていただきます。

まず、ビジョンとして、Society5.0というものが目指すサイバーとフィジカルの融合、つまりデジタルツインとしての在り方ということ述べ、それを構築することが豊かな人間社会で経済発展、社会課題の解決を行い、新たな価値を創出していくことを目指すことを、この資料の上部に記載させていただいております。

ビジョンにあるデータがつながることが必要であり、そのためにはデータの提供者とデータの利用者のそれぞれにとってメリットとなるデータ活用の原則が必要であると考えておりまして、それを5つにまとめており、左から「自分で決められる、勝手に使われない」

「つながる」「いつでもどこでもすぐに使える」「安心して使える」「みんなで創る」というものを原則としております。

その上で、ビジョン、原則を実現するためのデータを取り扱う構造が必要ではないかと考えておりました、今回、弊室のほうでアーキテクチャとして形をつくっているのが、以下、戦略から下のインフラまでのものになっております。この中で連携基盤に必要なルールと連携基盤を併せたものをプラットフォームという言い方に変えさせていただいております。続けて説明させていただきます。

考え方として、ビジョンであるデータがつながることで新たな価値の創出を行い、実現のためのデータ活用の原則にのっとりアーキテクチャを構築する必要があり、それを行う組織やビジネスの取組として、国民、行政、産業界、それぞれのユーザー視点からニーズ分析をそれぞれ行い、ビジネスプロセスのゼロベースから見直すことが必要と考えております。これが組織という面での緑のところになります。

その上で、喫緊に取り組むことといたしまして3つ取り上げております。それが連携基盤のところにあるデータとプラットフォームです。そして、一番上のルールのところのトラストの枠組みの整備。この3つを喫緊に取り組むこととして今回決定させていただきました。

データのところに関しては、いわゆるベース・レジストリの整備といたしまして、本文と別紙のベース・レジストリのロードマップを策定しております。ベース・レジストリの定義と選定基準を決め、重点的な整備対象候補を選び、整備対象となるデータホルダーの関係省庁にて、解決の方向性を検討していくことというものを今回明記させていただきました。

選定基準に関しては、多くの手続で使われるもの、災害時で使われるもの、社会的・経済的な効果が大きいものをデータの候補としております。具体的には、個人、法人などがございます。

データの整備については、住所、事業所など特に経済的にインパクトが大きいものから着手し、ワンスオンリーの概念も忘れないように主要なデータ標準等、品質のフレームワークを整備して順次評価してまいりたいと思います。

それ以外の基盤的なデータというと、例えば多くの業界や分野において頻繁に参照されるものを整備、推進し、整備にデータ設計をするためのガイドラインの策定を行ってまいります。また、その際にオープンデータの機械判読性というものも同時に進めていこうと考えております。

次に、プラットフォームというところ、連携ツール、連携ルールのところに関しましては、データが連携できるものとして分野横断の共通項目のルールを整備していきたいと思います。具体的には、データの真正性、具体的にはあなたのデータは正しいですか？等の整備や、信頼性、データに関する契約のひな型、パーソナルデータに関わるルール、この辺に関して、弊室のほうで整備をさせていただきます。ツールに関しては、内閣府様

のSIPで行っている分野間連携基盤を用いることと、データカタログや検索、交換、連携契約などの支援などの機能開発、data.exが分野間連携の機能やカタログ、ポータル運営を行う記載で取りまとめております。

重点的に取り組む分野などについては、関係省庁様を中心に官民の皆様で検討する場を設けて、どういったものがプラットフォームであるのかという在り方を整備し、デジタル庁ができるまでに整理をしてほしいというメッセージを残しております。

具体的にどんなことを検討していくのかというところは、プラットフォームの利用者の当事者の方々のニーズを分析し、そこから現状業務の取組とのギャップの検討、アーキテクチャの分野ごとのものをつくっていただきながら、自分の分野の足りない枠を補強していただき、その際ルールやツールを活用してもらうということを今後進めていきたいと考えております。

もう一つ、トラストの枠組みというもので、今、論点を整理しております。論点としては2点ありまして、まず1つ、データの真正性です。先ほどルールのところにも出てきましたが、ここの特出しとして、あなたから来たデータであるということをどう証明するかというところの論点の整理。もう1つが、データの関連性として、データが加工・修正・操作されていないか、また生成時から誤りがないか、というところを、今後整理対象として、この論点を担保するためにはどのようにしていくかということに関係省庁で検討の開始を進めてほしいと記載しています。

その他の引き続き検討すべき項目というのが下部にあるのですが、ここについては利用環境、民間保有データの活用の在り方、インフラなどについて記載しており、まだ論点整理というところで引き続き検討していくというふうにとどめております。

データ戦略の中で、知財事務局の皆様とは分野間、分野ごとのルール、あとは民間データの活用の在り方の部分について引き続き御協力いただきながら、論点の整理を行い、方向性を検討していきたいと考えております。

今回、まだ第1次とりまとめとして、まずベース・レジストリの整備などをはじめ、喫緊に取り組む3つの柱を中心に、デジタル社会のデータ活用や整備の在り方について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○小林参事官 では、引き続き、知財事務局からフォローアップとしてデータ、標準についてお話ししてまいります。

まず、画面も共有させていただいておりますが、資料2を御用意いただければと思います。お手元にある方は資料2になります。

最初のページになりますが、フォローアップということで、知的財産推進計画2020のページになります。画面のほうも随時切り替わってまいりますので、そちらのほうも御参照いただければと思います。

復習という形になりますが、2020は大きく4点、現状と課題としてここでは挙げておりま

す。一番上の、バーチャルデータからリアルデータの利活用にシフトしているという現状、そういったものを受けまして、リアルデータの利活用を推進するために、適切なルール整備が急務と推進計画ではされております。

また、現状として推進計画には2つここに挙げております。1つ目ですが、赤文字でちょうど真ん中にございます「欧州データ戦略」が2020年2月に公表されたというところを挙げております。その後の動きとして「データガバナンスに係る法的枠組の提案」ということで、これは後ほど出てきますが、そういったものもございます。また、「データ法の提案」などというところの欧州の動きを推進計画2020でお示ししておりました。

次にその下の黒丸部分になります。令和元年6月、G20大阪サミットで取りまとめたDFFTの考え方を取り上げておりまして、国内におけるルール形成を深化させ、その成果を海外に展開し、国際的な議論を主導することが必要というところを現状と課題としてお示ししております。

推進計画の中では、そういったことを受けて取り組む施策ということで、矢印の下に移ります。リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するために、データガバナンスに係るルール整備の在り方について関係府省で検討とされていたところになります。

では、少し現状を振り返ってまいります。2ページに入りまして、これまでの知財本部における検討になります。2016年度に新たな情報財検討委員会が立ち上がりました。そこでの検討結果を概要としてこの2ページでお示ししております。

大きく4点挙げられてございました。1点目は一番上の「データ利用に関する契約の支援」が必要であろうということで、その後、主な対応としまして、経産省のほかにも農水省で、様々な分野のガイドラインができましたように、AI・データ契約ガイドラインの策定につながったという部分になります。

その下の2つですけれども、「健全なデータ流通基盤の構築」でありますとか、「公正な競争秩序の確保」というところが、不正競争防止法の改正というところで、限定提供データ、価値あるデータの利活用を進める法改正につながった部分になります。

その当時、2016年度取りまとめであったのですが、1つ、引き続き検討すべき事項として残っていたのが一番下の部分になります。「利活用推進のための制限ある権利の検討」というところです。この部分は引き続き検討ということになりました。

今回、推進計画2020を受けての動きというところで、これは全体的にもう一度というところもあります。データ利活用の現状、諸外国の動向を踏まえて利活用推進に必要なルール整備の検討が必要ということで、これら全体に係ってくる部分を検討しているということになります。

次に3ページになります。データが生まれてから実際に価値につながるまで、様々な方が関わっていますというメッセージとしてのスライドになります。データの価値創出プロセスというのは左から、データ生成者、アグリゲータ、データ利用者、エンドユーザとありますように、様々な方々が関わってきます。そういった価値創出に向けての実行者の役

割分担も多種多様というところ。したがって、エコシステムは複雑で、利害・関心が複雑に絡んでいく。こういう状況の中で、ではルールをどういうふうに整備していきますかという部分になります。

次に4ページに移ります。欧州のデータ取扱いルールの動向についての概要を時系列ごとにまとめたものになります。大きく左側がパーソナルデータ、右側がノンパーソナルデータと分けております。左側の一番上が、欧州ではパーソナルデータとしてGDPRが整備されまして、各国ばらばらであったデータの取り扱いが統一されたという部分になります。

一方、今回の我々の議論のほぼ中心になるであろうノンパーソナルデータについては右側に、2017年1月に欧州データ経済の構築ということで、様々な政策オプションが提示されています。その中でも特に大きな動きとしまして3つ挙げております。1つ目はソフトローという部分。②に行為規制とあります。③にdata producer's right、権利付与というところがあります。特に③の部分は、データ製作者権という形になるかと思えます。data producer's rightですが、こういったものは大きな議論を見まして、果たしてこれがいいのかというところで、結論としましては、オーナーシップというよりも、アクセス方法という形でアプローチすべきではないかというところで、下のほうのグレーの部分にありますが、権利付与への批判は多く、以降、ソフトローでありますとか行為規制のアプローチがメインになってきたというのが欧州の大きな動きになります。

以降、ざっと見てまいります。2018年に共通欧州データ空間に向けてといったところも、そういった形の流れでソフトローの議論がされました。2019年にオープンデータ指令、そして、大きな動きがあった、先ほどの推進計画にも取り上げておりました、2020年「欧州データ戦略」というものが出てきました。この中で大きく2点挙げておりますが、共通欧州データスペースにおけるデータ流通を推進するための「データガバナンス法」ということで、これはもう既に出ておりますので、後ほどまた御説明してまいります。もう一つは、分野横断のデータ共有を推進するための「データ法」ということで、これはデータ法として発行予定と、こういった形でデータ戦略に盛り込まれていたという部分になります。

このメインの部分がその下の四角の2つになります。データガバナンス法ということで、これはつい最近、11月25日に公表されたものになります。ここでは①から③を挙げております。①の官保有データの二次利用を推進するという話でありますとか、②はデータ共有サービス提供者という言い方をしていますが、そのガバナンスという話。最後の③はデータ利他主義サービスのガバナンスということで、ほかにもイノベーション会議を設けるというようなお話もありましたが、こういった①から③のような話が立っていたのがデータガバナンス法となります。

まだ出ておりませんが、その下、今後出てくるであろうデータ法についてです。中身についてはこれからですので分かりませんが、今後出てくるものとして予定されているというものになります。

このような形で欧州としましては、パーソナルデータ、ノンパーソナルデータが整理さ

れ、検討されてきたという部分の御紹介になります。

同じく欧州の動きとして、データの流通基盤としてはどういう議論があったか。先ほども共通欧州データ空間という言葉が出てきましたが、左側の絵になります。こういった形で9つの重点分野ごとにデータプールを準備し、共有、活用を進めていくなどというお話があります。

一方、別の動きとしまして、右側に「GAIA-Xプロジェクト」とクロスしているポンチ絵があると思います。まさにXという形で表現しております。こういった欧州クラウド、クラウド上のサービスとしまして、「GAIA-Xプロジェクト」などという考え方も出てきているという部分になります。

こういった形が相互連携する形で、欧州のデータ基盤としてこういった動きもあるという御紹介になります。

こういった欧州の動きを踏まえまして、これまでの検討について、次のページから御紹介してまいります。

我々のほうで様々な有識者の方々のお話を聴きながら、データ流通が進まない要因をまとめたのが、6ページの1から7にお示ししているものになります。

どのようなところがデータの流通が進まない原因、ちゅうちょさせる懸念事項として指摘されているかということで、1つ目は、提供先での目的外利用ということになります。データ分析によって類推される技術ノウハウ・経営状況、様々な情報が入っているのですが、そういったものが提供先で流用されてしまうところに一つ懸念があるという部分になります。

2つ目に、自身のデータが囲い込まれることによる悪影響となります。2つ目のロックイン、この表現が一番分かりやすいかもしれませんが、データの囲い込みについての懸念があるという部分になります。

3、4、5、6といきます。3つ目は対価還元機会への関与の難しさということで、いつ、そのデータに価値というものが見えてきて、先ほど様々な方々が関わっている絵が出てきましたが、対価還元をどうしていくかということになります。

4番目は、知見等の競合への横展開になります。提供したデータから生成される製造ノウハウを反映したdatasetなどという書き方をしていますが、そういったものがライバルメーカーさんなどに渡っている。本当にそれでいいのかというところに懸念があるという部分になります。

残り2つになります。パーソナルデータに対する対応の難しさというところと、こちらは今までと観点が違いますが、提供先のデータガバナンスへの不安ということで、提供先に対する信頼という部分が、6のちゅうちょさせる懸念事項として出ている部分になります。

また、基盤的な部分で7として下にありますが、安心してデータを取引可能な市場が現状存在しているのであろうかという部分になります。

次の7ページに入ります。先ほどIT室のほうからお話でしたが、データ戦略全体の検討の中で我々も位置づけられていて、一緒に検討を進めているという御報告になります。今ちょうど出てきた話だと思います。

8ページに進みます。「データ戦略」におけるプラットフォームのルールということで、詳細につきましては、データ戦略タスクフォース第1次とりまとめ（案）を御覧いただければと思いますが、そのデータ戦略の中には、基盤という形でプラットフォームのルールづくりというところで2つピックアップしています。左側が「データ連携に必要な共通のルール」、右側が「分野毎のルールの具体化」で、1枚前のスライドの赤枠で囲った部分になりますが、このよう形が紹介されているということで、ルール関係ということで御紹介するスライドになります。

駆け足になりましたが、我々の論点は2つです。「引き続き検討すべき事項」として、我々としてこのデータ戦略にルールの一部として記載している部分が大きく2つあるというところが、今後の検討につながるという最後の御紹介になります。

1つ目は、四角になっていますが、「民間データ流通を推進するためのデータ取扱いルールの在り方」ということで、データ流通を推進するために、2段落目に「その一方で」というところがありますが、①、②、③で不安感を載せております。先ほど御紹介したとおり、様々データには多数の者が関与していて、利害関係などがどうなるのかという話でありますとか、データを提供すると自分の手から離れてしまうのでコントロールできるのか、できないのかという部分。③は、先ほどちょっとお話ししましたが、データ提供先に対する信頼。その裏返し不安感というところが要因とされている。

以上を踏まえまして、どういうルールがあるとデータ流通が推進されるのかにつきまして、2021年度内に検討するというところで挙げています。

2つ目の四角では、「公共性の高い民間データ活用の在り方」となります。

最初の部分になります。感染症拡大防止などの公益に寄与するデータ活用が現れてきている一方で、プライバシーの問題であるとかデータの収集・加工・蓄積に対する投資回収が課題になっているのですが、どのような目的のデータ活用を「公共性の高いデータ活用」とすべきであろうか。公共性とデータ提供者、先ほど加工・蓄積の投資回収という話がありました。利害・関心とのバランスをどのように図っていくかなどというものにつきましても、関係省庁と連携させていただきながら、2021年度内に検討するというところで、今後、データルール、ガバナンスルールにつきましては、この2点について検討するというところをデータ戦略の中で取りまとめているところで、IT室と協働しまして、我々も検討していくという部分になります。

以上がIT室のお話とデータに関してのお話になります。

引き続きまして、資料3でもう一つフォローアップとしまして標準の現状、どういう状況になっているかというところを御報告してまいります。これも推進計画には記載されていた事項で、後ほど出てきますが、ちょっと復習的に1ページから、どういうところで標

準、基本的考えを持たなければいけないのかという部分を御紹介してまいります。

一番上のところに事例を2つ、アーキテクチャ標準(RAMI4.0)、Reference Architecture Model for Industrie 4.0ということで、Industrie4.0の中のリファレンスモデルとして示されているような欧州、ドイツを中心としたアーキテクチャ標準の動き。こういった積極的な動きがあるという部分でありますとか、右側にオープン・アーキテクチャ化、通信の分野になりますけれども、大手メーカーではなくて複数のメーカーがしっかりそこを、基地局という部分をオープン化することによってゲームチェンジして、様々なメーカーさんがその中で競い合うといえますか、インターフェースを標準化することになって、それぞれがシェアに入っていけるというようなゲームチェンジをしたという取組を2つ事例紹介しております。こういった形で様々なものがインターネットでつながる時代で、つながるという条件を設定する標準が重要になっている中で、一番上のブルーの中の2つ目の○になります。分野横断的な視点から標準活用を検討しまして、デファクト、事実上その標準を取るという形。フォーラム、コンソーシアムという言い方もしますが、複数の企業さんが連合で標準を取っていくフォーラム標準。最後にデジュールということで、国際機関で標準を取るという部分があります。こういったデファクト、フォーラム、デジュールの類型選択を含めまして、しっかり戦略的に活用していくことが必要という状況になります。

さらに、もう一つ参考として下のほうにSuicaの絵が描いてありますが、フィリップス・モトローラvsソニーというところで、一足早くフィリップス方式、モトローラ方式が非接触IC規格の国際標準として取られたけれども、ソニーはどうしても遅かったために、非接触IC規格としては標準が取れなかったなどというお話を載せています。こういった中で、標準活用で後れを取っていくと様々な機会を失う中で、今、標準に力を入れる時期というところでございます。

一方、これまではオープンでありますとか標準中心のお話をしていきましたが、次のページに移りまして、そういった標準を担う人材のお話についても現状認識として御紹介するスライドになります。見ていただきたいのは、左下の表を見ていただくのが、欧米におけるロビイスト人数とロビー費用ということで、若干古い数字にどうしてもなってしまうのですが、GE以下、大手メーカーさんが載っている中で、USにしろ、EUにしろ、人数、ロビー費用は下の日系大手メーカー複数社の平均と比べていただくと一目瞭然かと思えます。人材とか費用の投入で欧米は日本をはるかに上回る状況にあります。

個別のお話になりますが、右側にも海外の標準化を担う人材の現状を載せておりますが、例えば40代以下の者の割合を日中韓で比較すると、日本は1桁。ところが、中国、韓国はこれからを担う人材をしっかりそういうところで育成、張り付けているという状況になります。

あと、SiemensさんのIECへの派遣状況でありますとか、中国さんの派遣状況。こういった積極的な動きの中で、では日本はどういった動きを取っていくかというのも一つ大きな課題になっているという部分の御紹介のスライドになります。

3 ページはフォローアップということで、知的財産推進計画2020の記載、ほか政府系の戦略としまして、統合イノベーション戦略、そして最後に骨太の方針についてもここでお示ししています。推進計画では、赤の部分の最後にありますが、司令塔の機能や体制の構築、同じく統合イノベーション戦略につきましても、司令塔機能の構築・実装。骨太の方針におきましても体制の強化がうたわれるということで、先ほどのような課題感の中でしっかり強化していく必要性があるというところになります。

次のスライドになります。これは実際にどういった動きがあるかというフォローアップの御報告になります。これまで課題などをお話ししてまいりましたが、方向性として、枠外の①から③の3本柱についてお話ししていきます。

1つ目は、「政府における戦略性・機動性の強化」ということで、司令塔機能でありますとか体制強化というお話がございましたが、1つ大きな動きとしましては、今般の第3次補正予算案に11.1億円を知財事務局として計上しているという部分になります。

では、具体的にはどういった形に変わっていくかというところで、主なところを御紹介してまいります。①の1つ目の○の部分になります。省庁横断で標準を戦略的に活用すべき重点分野における標準活用戦略の整備、これが1つ目になります。標準活用戦略を整備することによって、戦略的に持っていくという部分で、こういった予算を使っていくというところになります。

もう一つ大きな部分がその後になります。政府の重要な施策の加速化支援ということで、様々な関係省庁でやられている施策の中で標準の活用を加速すべきというものについて予算を付けることによって、そこを加速化していこうと、後れを取らないで進めていこうという部分になります。

次に下の②に行きます。「標準活用の推進に向けた官民の意識改革」ということで、先ほど人材のスライドを御紹介しましたが、民間経営者層をはじめとしまして、官民の意識改革、産業界での標準活用活動の幅広い底上げを推進する必要があるだろうというところで、こういった取組を進めてまいりますという御紹介になります。

最後に③になります。「アーキテクチャ構築や戦略的な標準活用活動を支援するプラットフォームの整備」ということで、諸外国の動きに対応すべく、2つ目の○にあります、国の研究開発法人、国研であるとかファンディングエージェンシー、もしくは民間機関等が持つ機能をうまく組み合わせることによって、ネットワーク化した広いプラットフォームをつくっていけないかというところで、これが3つ目の取組になります。

最後は参考として、次のスライドの5ページになります。実際、国の研究開発法人、先ほどお話ししましたが、例えば産総研に、標準化推進センター、デジタルアーキテクチャ推進センターが設けられるというお話でありますとか、NICTの中では、Beyond 5G新経営戦略センターというものが設立される。IPAでは、デジタルアーキテクチャ・デザインセンターが設立されるということで、こういった組織が出来上がっていますので、こういったところが横連携で幅広いプラットフォームができればというところが、先ほどの御紹介した

③のプラットフォームの整備の御紹介になります。

駆け足になりましたけれども、御報告は以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま資料1、2、3の説明をいただきましたけれども、事務局の説明について、質疑等をいただければと思います。

冒頭ございましたように、発言のある方は挙手いただいたり、お手元の挙手ボタンをお使いいただいたり、どちらでも結構ですので、よろしくお願ひします。それから、発言される時はマイクのミュートを解除していただければと思います。いかがでしょうか。

喜連川先生、お願ひします。

○喜連川委員 この知財のところは歴史を御紹介していただいたみたいで、情報財としてデータが重要になるということが大分前から意識して検討してきましたので、今、知財事務局からおまとめいただいた資料は非常によくまとまっていると思います。

NIIもGAIA-Xの会議に出たり、COVID-19のデータポータルを日本として立ち上げたり、いろいろやっているのですが、先ほどいただいた資料の中で、これはデータ流通が進まない要因というページが資料2の6ページに書いてあったと思うのです。ここまでずっと知財事務局でも御検討が進んでいる中で、多分この6つか7つの論点は、もうかなり過去から大分きっちり整理されてきているような気がしています。

これに対して、その前に御紹介があったEUのパーソナル、ノンパーソナルですが、最近ミックスになっているわけですが、これらの問題をどうアドレスしているかということの整理があると、次の一手に進むのではないかなという気がして、この悩みは多分日本だけではなくて全世界共通ではないかと思うのですが、まず1つ目は、その辺の感触はいかがかということでございます。

それと、その資料の最後の引き続き検討すべき事項の記載の論点で、民間データ流通を推進するためのということと、公共性の高い民間データ云々と書いてあるのですが、やや民間民間しているのは、経済省っぽくてそれは結構なのですが、過去も忘れないでいただくとありがたいなと思っています。

特に急いでやらないといけないことは、これは文科省固有の問題かもしれないのですが、今回、5000億を入れて小学校、中学校に全部端末を配付するというのが3月末で終わります。ということは、4月1日から全部子供がそれを使うようになるわけです。このデータというのに対して、一体誰がホルダーなのか。相手が子供ですから、オプトインもへったくれもないような状況ですね。今のところは非常にグレーで、塾や教育産業が持っていることにはなっていて、逆に自治体のほうは怖がって持てないという本末転倒な状況になっていると思うのです。

そういう意味で、我が国の新しい子供をどう見守っていくのかという、これはペタゴジーの領域ですが、そういうアカデミアとIT屋、バックサイドと、それから官のデータに対して、官が配りますからこのデータは官が持つことになるかと理解していますけれど

も、さらにはもちろん民もウェルカムですね。そういう具体的な事例空間の中でレギュレーションをきっちりと御整備いただくことも、一般論よりも重要ではないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

後半の御指摘はごもっともで、多分取り入れていただくということで、前半の御質問で論点は多分前から整理されていたもので、EUがそれをどういう形で今、解決しようとしているのかというところです。これは皆さん多分同じことを思われると思いますけれども、事務局的に、実はあまり分かっていないという結論かもしれないですが、ちょっとそこを補足できますか。

○田中局長 事務局長の田中です。

パーソナルデータとノンパーソナルデータで全く異なる問題認識とアプローチがされていると理解しています。先ほど共有画面のところをいくと、4ページにEUの流れの図があったと思います。パーソナルデータに関しては、欧州はプライバシーを基本的人権と捉えて、その基本的人権を守るために個人に対してデータのコントロール権を基本的に付与した形になっていますので、そのデータの取扱いについて、個人の意見が反映されなければならないという法的建前に立っているということだと思います。

実態はどうかといえば、それを行使するための技術的な手段がまだまだ十分でないという問題意識を持っているようでございまして、来年出てくるデータ法では、そこについての技術的な基盤を、データを取り扱う事業者に対して強化するような法制が出てくるのではないかと想定しています。

ノンパーソナルのところについては、これまたそれぞれの関係者がこれらの不安に対応するために、様々なコントロール権を持っているということが多分前提として取引が行われているという認識に立っているかと思うのですが、では、パーソナルデータのように、それをそれぞれの関係者に権利を付与してお互いに行使し合わせるということについては、かなり批判も多くて、そこまでには至っていないという理解で、全体的な流れとしては、このページの下の方の灰色のところの下から2行目にありますように、誰かがお互いの不安を解消するときの権利の行使をさばくためのルールを設定しなければいけないので、プラットフォーム運営者に対してそのルールをつくらせて、お互いが不安を解消できるような空間をつくりなさいというようなことをデータ交換事業者に対して与える。その一番ハードな表現が、先ほど小林が説明した今年11月に出たデータガバナンス法の②のデータ共有サービス提供者の認可制というものでして、その許認可の条件に、そういったデータの取扱いのルール形成や、それをさばくためのファンクションを入れることを義務付けているように法文の文章は見られる。そんな理解をしています。

○渡部座長 ありがとうございます。

ということで、今の時点では、現在進行形なので情報はいろいろと収集していただいて

という形かと思えます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ほかの方はいかがでしょうか。オヤさん、お願いします。

○コチュ委員 ありがとうございます。

すごくよくまとまった方針かなと思いましたが、1つ気づいたのは、こちらはほとんどヨーロッパ中心にベンチマークされた方針かと思っていて、もちろんヨーロッパもすごくいい動きを出しているのですが、ベンチマークは非常に必要かなと思っているのですが、ヨーロッパの特徴としてあるのが、非常に個人データとかに敏感で、データ扱いルールとかが保守的なところもあるのです。

一方で、非常にデータ量としても政策というか、ルールとしてもちょっと違う国であるのがインドと中国だと思うのです。彼らも非常に、例えばインドの、何年前、エコノミックフォーラムとかで聞いた政府の方の説明もあるのですが、データとかをガバメントがうまく収集して活用したところで、ヘルスケアやエデュケーションで非常にいい成果を出せたという事例を聞いたことがあって、一方で中国もまた違うルールとかポリシーを持っているので、ヨーロッパだけではなくて、インドとか中国、ほかのところもベンチマークしていったほうが多角的に物事が見えていいのではないかと思ったのが1つであります。

あと、サンフランシスコとかチリもパイロットプロジェクト的なことを実際にやったことがあるというのを聞いたことがあって、今ぱっと概要とかは説明できないのですが、そういうものもちょっとベンチマークしたほうがいいのではないかと思っています。パイロット的のどういうプラットフォームをつかって、データをどう収集して、どう活用して、それで何ができた。逆に何がメリットで、何がデメリットで、どういう課題が出てきたかといったところのリサーチとかもあると思うのです。そういうものも少しフォーカスしていったほうが、物事が多角的に見えるのではないかなと思いました。

2つ目は、このプラットフォームとかデータ扱いルールとかガバナンス、要は先ほどキーワードとして出たトラストというところなのですが、これについて、ブロックチェーン技術とかを活用するという方針や検討は具体的にありますでしょうか。プラットフォームとか技術の具体的などころにはなるのですが、この周りをちょっとお聞きしたいなと思いました。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

1番目は御意見としていただいて、2番目はIT室のほうで、ブロックチェーンみたいなものが何か政策の中に入ってくる部分がありますか。

○IT総合戦略室 IT室、谷口でございます。

まさに先ほどおっしゃっていただいたとおり、ブロックチェーン等に関しても、今後、そういった検討課題としては含めていきたいと思ひまして、今回の資料には名前こそ載ってはいないのですが、一応検討事項としては含めてまいりますので、ぜひ進めていきたいと思ひしております。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。竹中先生。

○竹中委員 竹中です。

ヨーロッパの状況などを非常に分かりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。データの囲い込みの問題というのは私自身も非常に興味を持っていて、2月に慶應大学とワシントン大学との共同のセミナーの一つのトピックにもなっております。

一つの問題としては、データベースになれば権利が生じますけれども、データ自体はパブリックドメインにあるということで、誰もそれを所有していないということで、誰がルールをつくったらいいのかという問題があります。また、IBMなどオープンソース関係の企業はオープンアクセス契約を使ってデータを公開していますけれども、その契約が本当に裁判所で行使可能なのかということが裁判所に行くまで分からない。アメリカの場合は第7巡回区控訴裁判所の判決がありますけれども、日本のものには全くないということで、非常に契約の執行性が不明という問題があると感じています。

2点目は標準の問題なのですが、次の話題でも出てくるかと思いますが、標準必須特許（SEP）の場合、どうしても実施者のほうが大多数になって、SEPの権利者のほうは少数という現実があります。特に日本の場合は少数ということで、アクセス中心に考えられがちなのですが、今回も話に出ましたように、人材養成ですとかイノベーション投資という観点からは、SEP権利者に十分な投資の勧奨をしないと、さらに欧米や中国との差がついてしまうということを非常に懸念しております。そういう意味で、両方のバランスを取った政策をぜひつくってほしいということと、あと、日本のマーケットはこれから縮小していくことは必須なので、やはり欧米と協力しながら中国と対抗していくことが重要だと感じます。

ありがとうございます。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかには御意見ございますでしょうか。

では、林先生、瀬尾先生までお願いします。まだ杉村さんが残っていますね。順番にお願いします。

○林委員 では、林から、ありがとうございます。

まずデータについてお話しします。先ほど来、事務局から御説明いただいた「新たな情報財検討会」に私も参加させていただいておりましたが、当時取りまとめた方向性というのは、データについて排他的権利を設けるのではなく、行為規制として特に悪質な不正行為については安心してデータを活用できるように不正競争防止法で規制する。それ以外は契約合意でルール形成をするということで、そのための契約ガイドライン等をつくってきたものです。その後の欧州での動きを見ても、やはりこの方向性は変わらないことを確認できたと思っています。

当時から、その後の検討においても指摘されておりましたスライド6の「データ流通が

進まない要因」につきましては、先ほど田中局長様からの御説明があったように、欧州においてはパーソナルデータについては特にデータポータビリティの考え方を、その線引きの考え方も含めて活用するという方向性で整理され、欧州で、来年のサードクォーターにできる法律に反映されるというところに来ているものと思います。

我が国においても、個人情報保護法はありますけれども、また、官民データ活用推進基本法の12条でも「当該個人の関与の下で適正に活用できるよう」という言葉はありますが、データ流通促進の観点での不安を払拭する部分はまだルールとしては具体化していません。今後、この点のルール化について検討する必要があるのではないかと思います。

また、ノンパーソナルデータについても先ほど田中局長様が整理されたとおりなのですが、データ・エコシステムにおいては、パーソナルデータをビッグデータにまとめて、そして、それを解析してノンパーソナルなデータにつながっていくというエコシステムの部分があります。したがって、先ほど申し上げた根っこにあるパーソナルデータのポータビリティの促進は、ノンパーソナルデータを活用促進する上でも大きな意味を持っているのではないかと思います。

そして、それをどのように進めるかが問題です。資料2の最後のページ、「引き続き検討すべき事項」の2番目に「公共性の高い民間データ活用の在り方」とあるように、まずは、「公共性が高い」データから取り組むべきであり、具体的には、資料1の連携基盤の右側に分野ごとに検討すべき項目として既に挙げられている、健康・医療関係、教育関係、防災関係、農業関係の分野のデータが該当すると思います。なお、農地及び海面は農業・水産業においては我が国の公的なインフラでもありますので、「農業関係」という記載は水産業も含めた広い意味と理解しております。

また、このようにデジタルでデータ駆動型社会になっていきますと、通信インフラ自体が、国民生活においては非常に公的な分野になってまいります。今挙げただけでも非常に多岐の分野にわたってしまうのですが、例えばコロナ対策ですぐにマスクが配れない、10万円が配れないといったことがないようにするためには、公的なインフラとして、こういうデータをある程度国がしっかりと管理できるようなインフラをつくっていく必要があるのではないかと思います。

同じような観点で、標準についても、国際標準を取るためには、民間ではできないような人材育成のエリートを育成するための資金を効果的に、すなわちもれなく平等に小さく配るのではなく、集中投下して、国際社会で活躍できるようなエリートを育てていくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 非常によくまとまって、大分進んできた感じがすごいです。ただ、私が

1つ懸念をするのは、やはりパーソナルデータというものがどうやって使われていくのか、どうやって収集していくのかというときに、一般の国民に分かりにくくなっているのではないか。単純に何となく怖いとか、いろいろな危惧を持たれてしまうような気がします。

私が今思っているのは、コロナによって非常にテレワークという、いわゆる遠隔で働くということが半ば強制的に定着をしてきていた。とすると、通信社会の中での一つの大きな目標であった地方分散型の居住、それによる国民の幸せというようなことがあったと思うのです。そのときに、やはり問題になるのは教育と医療。これは仕事、教育、医療が地方に分散すれば、人が一極集中せずゆとりのある生活と、それぞれの非常にプライベートを重要視した生活ができるというような一つの理想があって、そこに結構リーチがかかってきたような気がします。そういう状況の中で、こういう生活ができるんだというビジョンを見せることによって、一般の人たちがこのパーソナルデータの収集や何かに協力してくれるようになるのですけれども、今の状態だとやはり何となくそこに一つのネックがある。

つまり、分からないので、怖いからやらない、出さないとなってくると、基本的な大きな基が崩れてしまうような気がします。だから、今、大分いろいろな整備が進んできているわけなので、これをいかに一般化して、一般の方たちの理想社会みたいなものに結びつけて説明をするのか。そうしないと結局、データが出てこない。そういうイメージと説明ということが多分これから非常に求められているのではないかと思うのです。そして、社会的にこのような幸せな社会があるのだよというような、一般の人に分かりやすい幸せ社会のビジョンを見せるとか、やはり普通の一般の方々どうコンタクトを取っていくかが大変重要な時期になったのではないかと思います。それがないと、基本的にデータが吸い上げられなくなってしまうと、本当の意味でのどん詰まりが来てしまうと厳しいかなという感じました。

もう一点、今回、ソフトローとかガイドラインという話が出てきているのですけれども、私は今後、法律とともに、スキームとともに、ソフトロー、ガイドラインは極めて重要だと思っています。ただ、私もいろいろつくっているのです。つくっているのだけれども、できないのだよね。利害関係がいっぱいあって、みんなぶつかってしまっていて、みんな好き勝手言ってしまうと、なかなかこのソフトローは難しいです。

ソフトローとは言いながらも、明確なビジョンを見せた上では、私はやはりある程度官の主導が必要だと思っています。要するに、ソフトローだから完全に野放しにしてしまうのではなくて、ある程度のビジョンと路線をやった上でソフトローをつくっていくというのは、遠慮せずにきちんとそこのある程度主導していかないと、時間もかかるし、なかなかできない。そのさじ加減は難しいですが、私としては非常に重要なソフトローのガイドライン等については、ある程度のビジョンを持った官主導の中で、迅速につくっていくことによって多くのものが解決されると思いますので、それについては、ちょっとみんなソフトロー、ガイドラインという官のほうは腰が引けるのです。そこで引いてはなか

なかうまくいかないということを実務的に感じておりますので、意見として申し上げます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

こちらの話題で、あと、杉村委員、久貝委員、山田委員まで発言の挙手がされています。次の課題もありますので、山田委員までで一旦この質疑は終わらせていただきたいと思っております。では、杉村委員、お願いします。

○杉村委員 杉村でございます。ありがとうございます。

標準について意見を述べさせていただきたいと思っております。標準の資料、4ページに関するところでございます。戦略的な標準の活用を支援する司令塔として推進計画2020に知財戦略本部が中心となるということに記載していただきまして、今回、①から③までの御提示をいただいたことは大変うれしく思っているところでございます。

その中で、現在も新型コロナウイルス感染症が蔓延しており、ますますリモート化、デジタル化が急速に進んでおります。4ページには、関係省庁等が横断的に参画する特別チームと記載されてますが、この「等」には、民間企業、そして関連団体を含む関係者が有機的に連携して横断的に情報を随時共有することが必要でございます。このような横断的な情報を随時共有することによって、俯瞰的な視点での課題や全体的な方策の設計等を図っていただけるタイムリーなプラットフォームができるのではないかと考えております。

また、必要に応じてプラットフォーム間の相互連携を図っていただけるという御説明もありましたので、ぜひ推進していただきたいと思いますと思っております。また、標準化に関しては、人材が重要なキーでございます。コ・クリエーションということが進んでいく中で、異種業種間の横断的な標準人材の情報交換、意見交換の場というものを官が主導で設けていただくことも必要ではないかと考えております。

最後になりますが、重点分野に関して申し上げさせていただきたいと思っております。戦略的に標準の活用が期待されている分野といたしましては、先ほどからの「データ」という御意見に加えて、システム、サービス等も重点分野になると思っております。特に、ニューノーマルの社会においてはデータの利活用が一層進むものと推察されます。医療分野、教育分野、防災の分野、こういう分野におきましてはデータの利活用と流通が必須でありまして、このような分野で日本が主導をしていくことが重要であると考えられると思っております。

また、こういう分野以外に、検査方法、予防方法、そして、テレワークや小中学校休校等に伴うリモート教育、こういう分野に関し、ITを活用した仕事、教育の在り方についての標準化、それから、ITによる情報提供が今後主流となる、高齢化社会に向けて、高齢者でも容易に利用できるインターフェースの標準化等を検討していく必要があるのではないかと考えます。さらに、スマート農業等の農林水産分野、食品分野においても工業技術との融合が進展しておりますので、そのような農林水産分野、食品分野における標準化の重点化というものも今後ますます重要になってくるのではないかと考えておりますので、こ

のような分野に注力していただきたいと思います。

最後に、中小企業やスタートアップにとりまして、戦略的な標準の活用というのは非常に重要なことですので、スタートアップ、中小企業の経営者に対し、標準化についての一層の普及啓発をお願いしたいと思っておりますし、中小企業やスタートアップが標準取得を躊躇することなく取り組めるように、官としてのサポート体制の一層の強化を図っていただきたいと期待しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 議長、ありがとうございます。

標準について一言申し上げます。戦略的な標準活用、こういう方向は大変結構だと思います。そこで問題は、この標準で後れを取ると市場を失うということで、標準を検討する、戦略的に国際標準を獲得するための体制整備が要る、人材が要るのだというお話で、そのとおりだと思います。今、確かに日本のメーカーには標準人材が少ないということもありますけれども、私の記憶では、ここでは出ておりませんが、例えば携帯電話の国際標準というときに、90年代から2000年代、第2世代ですとGSMですし、第3世代はCDMAとかがあったと思いますけれども、こういう時代、特に第2世代の辺りは日本企業もかなり国際的な標準活動をやっていたという記憶がございます。しかしながら、やはりモトローラのGSMに負けてしまった、なぜ負けたのかという分析が必要です。4ページにも成功事例、失敗事例の共有ということ②を書いておられますけれども、そういう分析をぜひともやっていただいた上で、どのような戦略体制をつくったらいいのかということを考えていただきたい。過去の分析が必要である。携帯電話の場合、日本の技術は非常にすばらしかったのだけれども、結局ガラパゴスになってしまったという問題をどう考えるかということだと思います。

併せて、標準と知財、特許の関係について竹中先生がおっしゃっていましたが、私も賛成です。日本が国際標準を取ったとしても、結局それが、日本の特許に全くメリットがないということになりますと、その市場を失うような例もあります。例えば地デジという技術がありまして、これも日本発の技術ですけれども、南米等に地デジ技術を広げようとするあまりに、特許料は取らない、無償で開放するという方向で国策としてすすめられたと。その結果として、南米のテレビ市場において、日本エレクトロニクス企業がもつ特許による競争優位性が失われて、韓国の企業が南米テレビ市場を取ってしまったということもございます。そういう意味で、特許と標準のバランスを取るということも大変重要だということをおっしゃっておられましたので、私はそれに同意いたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 私も、標準の活用について申し上げたいと思います。

以前も申し上げておりますけれども、経産省の新市場創造型標準化制度というものがありまして、それで弊社もJISの規格化を行わせていただきました。その次の段階として、今、ISOの国際標準化に着手をしているところです。今年もウェブ開催の国際会議に何回か出席しまして、ISO化に向けて順調に進んでいるところなのですが、国際会議に出て各国代表が国を背負って規格化を推進する迫力のようなものを感じています。ですので、今回の計画で国際標準化に力を入れるということは大いに賛成です。

ただ、弊社のように中小企業の技術を規格化する場合というのは、今も随分お話がありましたけれども、オープンクローズ戦略とか、戦略的な標準活用のプロセスに詳しい人材とか、もちろん全て英語でのやりとりですので、その英語のサポート人材は大変重要になります。相談窓口の強化や国際標準化に詳しい人材の育成は必要だと思います。

ただ、ISOの人材育成というのは、ちょっと時間もかかります。実際にやってみることが一番の育成だと思いますが、先ほどもありましたが中小企業は特許は出さされていらっしゃると思いますが、ISO化するところはまだ多くないと思います。全般的にまだISOとか標準をつくるという方向にはあまり行っていないので、例えばいろいろなプロジェクトとか補助金などを採択するときの加点にするとか、もうちょっと標準をつくらうという方向に行くような施策があってもいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかにもあるかと思いますが、次の話題の知的財産推進計画2021に向けてというところにも重なると思いますので、後ほど御説明いただいた後、追加があれば御意見をいただければと思います。

ということで、資料4のほうの説明を事務局よりお願いいたします。

○川上参事官 それでは、資料4に基づきまして、知財計画2021に向けた検討課題につきまして、事務局の御提案について御説明させていただきたいと思います。

最初に資料の1ページを御覧いただきたいのですが、今後の進め方のイメージを整理しています。一番左、構想委員会でございますけれども、これから先、月1回程度開催を考えておりまして、その中でフォローアップと今後のテーマについてのヒアリング等を進めて、来年5月頃をめどに素案の審議を行えればと思っています。

並行して、コンテンツについてはコンテンツ小委、それから、クールジャパンの施策についてはCreate Japan WGのほうでフォローアップを進めて、最終的には来年6月頃に知財本部のほうで知財計画2021を決定できればと、こんなイメージで考えております。

今、事務局のほうで3つほど検討テーマとして考えているテーマがございます。これをまず御紹介させていただきたいと思います。

1つ目が知財投資・活用の促進メカニズムということでありまして。

3ページを御覧いただきますと、これまでどういった検討をしてきたかということを通

単に整理しております。これまでも知財の価値評価手法ですとか見える化については検討をしてきてございます。価値評価手法については、経済産業省等で2000年以降議論しております。また、無形資産の見える化ということで、例えば知的資産経営ですとか統合報告、ローカルベンチマーク、こういった議論が行われてきてございます。

一番直近では、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースのほうで経営デザインシートが提唱されているのですが、それは次の4ページを御覧いただければと思います。このタスクフォースは企業価値に占める割合が増大し続けている無形資産に着目をして、知財のビジネス価値が適切に評価されることが重要である。こういった認識の下で評価の在り方を検討したものであります。

この中で、例えば知財の金銭的価値評価の手法として、そこにありますように幾つかの手法について分析をしてきているわけでありましてけれども、このタスクフォースでは、こういった金銭的評価というよりもむしろ価値創造メカニズムの見える化が重要だと。こういう点が強調されて、この経営デザインシートといういわば定性的な評価手法活用の有効性が提唱されたという流れがあります。

こういった検討が行われてきたわけですが、今の日本の企業の状況について見てみると、まず、5ページ目ではありますが、企業価値の源泉が有形資産から無形資産に変わってきている。そういう中で、日本ではまだ無形資産が十分に評価・活用・獲得されていないのではないかという問題意識がございまして。例えば左側の無形資産投資について見ても、まだまだ米国に比べると割合が少なかったり、それから、市場価値に占める無形資産の割合、アメリカなんかでは増加しているわけですが、こういったところが日本ではまだ十分ではないのではないかという問題意識がございまして。

6ページ、研究開発費について見ても、例えばGAFAと日本の大企業を比べたときに、やはり研究開発費あるいは売上高研究開発費比率ともに、日本企業は少ないのではないかということで、知的財産に基づく資金獲得を促すことで、無形資産投資や研究開発投資を増やしてイノベーションの創出を促せないか。こういった問題意識がございまして。

7ページですが、これまで知財と金融についてこういった取組をしてきたかということ整理しております。例えば特許庁のほうで「知財ビジネス評価書」というものを作成して、地域金融機関に無料で提供したりとか、あるいは最近、金融庁のほうで無形資産も含む事業全体に対する包括的な担保の検討も行われているわけでありましてけれども、こういう知財に基づく資金調達はまだまだ必ずしも十分ではないのではないかという問題意識を持っています。

以上を踏まえて、今後の検討課題を8ページで整理しております。問題意識としては、今申し上げたように、1つは無形資産の投資活用を積極化することを促す力学設計が要るのではないか。それから、無形資産が適切に評価され、それが資金獲得につながるような環境整備が必要ではないかという問題意識の下で3つほどの方策を挙げさせていただいております。

一番左のところは企業の知財投資や知財活用のパフォーマンスを比較可能な形で見える化して、情報開示する。そういったことで、例えば機関投資家との対話ですとか株式市場における評価を通じて無形資産への投資活用を促せるのではないか。あるいはパフォーマンスの高い企業においては、新株発行によって多くの資金を獲得できるのではないかという考え方、これが一番左の部分。真ん中の部分については、事業部門ごとに適切な価値評価と情報開示を促すことで、適時適切な事業売却あるいは購入等でより多くの資金・知財を獲得できるようになるのではないかという考え方です。

一番右側は中小・ベンチャー企業の事業全体の価値評価に基づいて融資や投資を促せないか。こういった問題意識と検討課題を考えているところでございます。これが1つ目です。

2つ目は、先ほどからも委員の方々の御発言がありましたように、知財制度におけるソフトローの活用というのを挙げさせていただいております。この問題意識は、もともと著作権法の柔軟な権利制限規定が導入されたときにこういう問題意識がございまして、そのときにこれまでの立法の手法において、例えば著作物の利用実態が急速に変わり得るという事実を考慮に入れた制度設計が必ずしも十分には行われていなかったのではないかという問題意識がございました。

一番下にちょっと触れておりますように、著作権法の中では個別分野についていろいろな権利制限規定が設けられてきたわけでありましてけれども、またすぐに権利制限規定の整備を求める声が上がってくるということで、必ずしも時代の要請になかなか法制度が追いつかない。そういう状態が生じていたという認識がございまして。

次の11ページですけれども、そのときに専門性あるいは迅速性、柔軟性の観点から、ソフトローの活用が適切な場合があるという議論がなされたところであります。例えば一番上の矢羽根の部分でありますけれども、ソフトローというのが法解釈をめぐる不確実性の低減に役立つといった問題意識ですとか、ソフトローというのは作成や改変が法律に比べると容易であって、個別状況に合わせた作成・運用ができるのではないかという観点から様々な紛争の予防ですとか、紛争処理の円滑化に貢献するのではないか。こういった内容の検討がなされてございます。

それから、12ページのところで、ソフトローのイメージをお持ちいただくために、そのときに文化庁のほうで作成した基本的な考え方を紹介させていただきたいと思っております。これはこの柔軟な権利制限規定の趣旨・内容・解釈あるいは具体的なサービス・行為の取扱い等について、文化庁としての基本的な考え方を提示したものでありまして、下に一部抜粋しておりますけれども、一問一答形式でかなり細かい部分についてまでもこういう見解を示しているもので、これ自体、ソフトローかどうかという議論は別にして、こういった内容のものを他の知財分野においても関係者による合意形成プロセスを経て作成していくことで、ソフトローを活用していく余地があるのではないかという問題意識を持っているところでございます。

13ページは少し知財とは違う文脈で、行政規制についての検討でありますけれども、今年7月に経済産業省のほうで法とアーキテクチャのリ・デザインという報告書を出しております、これも問題意識としては技術やビジネスモデルの変化のスピードにルールが追いついていないのではないかと。こういう中で、マルチステークホルダーによるガバナンスモデルが必要ではないかという問題意識の下で検討がなされております、このソフトローの考え方に問題意識が通じるところがあるのではないかとということで御紹介をさせていただいております。

次の14ページ、以上を踏まえて問題意識を整理しておりますけれども、知財法が時代の変化に必ずしも十分かつ機動的に対応できていない面も生じているのではないかとということで、その検討課題にございますように、まず1つは、現行の知財制度の中でこういったガイドライン等で柔軟にルール形成するような、そういった事例をまず検証するということ。2つ目として、ソフトローによる機動的な対応が必要な分野ということで、どういった分野が考えられるか。3つ目といたしまして、どういった関係者による合意形成、プロセスが必要か。それから、それが裁判規範との関係でどういった影響があるのか。そういったところから検討したらどうかというのが2つ目の柱でございます。

3つ目の柱は標準必須特許をめぐる紛争解決であります。

まず、16ページで標準必須特許について簡単に説明しておりますけれども、これは標準規格の実施に不可欠な特許ということで、特に標準通信規格について用いられているものであります。この特徴としては、右下にございますFRAND宣言がなされているという特徴がございます、これは特許権者が標準化団体に対しまして、この特許をFRAND、すなわち公平・合理的・非差別的でライセンスするといった宣言をしているという特徴があります。

次の17ページですけれども、この標準必須特許をめぐる異業種間の紛争リスクが高まっている状況にあるということを記しております。今までは左側でございますように同じ業界同士の争いだったので、比較的紛争解決が容易であったわけですがけれども、IoT時代になりますと、通信業界と他の業界、代表的に言えば自動車業界との異業種間の紛争ということになって、紛争解決が従来に比べてかなり困難になってきている。そういう認識がございます。

18ページのところで、実際にどういった点が論点になっているのかというのを挙げております。これは要するにサプライチェーンにおける、どの主体がライセンス交渉を担うべきかという点が争いになっていることを示したものであります。これは実施者側、すなわちメーカー側はこの標準必須特許というのを、ライセンスの取得を希望する全ての主体に対してライセンスしなければならない、License to allという考え方を取っておりますけれども、他方で権利者側は、この標準技術を利用したい者は標準技術にアクセスできることを担保するための仕組みだということでAccess for all、こういう考え方の対立が生じているということでもあります。

次に19ページで、今、具体的にグローバルにどういった事案が生じているかということ

の例を一部挙げておりますけれども、上のほうにありますNokia対Daimlerの事案ですが、これも今御覧いただいたLicense to allかAccess for allかという、これが一つ争いになっている事案であります。これは直近のドイツの地裁の判決で、この件については欧州連合司法裁判所（CJEU）のほうに質問を付託する決定が行われていまして、結論が出るのは当分先になったと、こういう状況になっているということでもあります。

それから、下のほうはFTCとQualcommの争いです。これはアメリカの事案でありますけれども、この事案については当初、昨年の地裁判決でQualcommの商慣行が反トラスト法に違反するという判決がなされましたけれども、それが控訴審で地裁判決が破棄されて、Qualcommに対する差止命令が無効になったといった事案もございます。

次の20ページを御覧いただきますと、欧州ではどういった動きがあるかということがあります。先月、欧州委員会のほうで出した知的財産行動計画の中に標準必須特許（SEPs）について言及がございまして、標準必須特許のライセンス供与における透明性及び予見可能性を向上させる方法を提案するという記述がございまして、具体的にはライセンスを統治するルールの必要性ですとか産業界主導のイニシアチブ、第三者による必須性チェック、こういったことに言及がございまして。

それから、21ページは米国の動きを簡単に整理しておりますけれども、アメリカでは司法省がニューマディソンアプローチというものを示しております、かなり標準必須特許の権利者側に立ったような方針が示されている状況にございます。例えば（3）にありますように、特許権者の差止請求権は保護されるべきものという言い方ですとか、（4）にありますように有効な特許のライセンスを一方的かつ無条件に拒否することは、それ自体適法である。こういった言い方もなされております。これを裏づけるような政策声明が、2019年12月、USPTO等も含めて出されているといった状況であります。

日本では、22ページにございますように、2018年に特許庁のほうで標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きが出されていて、標準必須特許のライセンスに関するいろいろな考え方を整理したものという位置づけであります。これで例えば下に赤線で囲っている部分でございまして、先ほどのlicense to allかAccess for allかという論点について、ここでは特許発明の本質的な部分がどこまで及ぶかで判断したらいいのではないかという意見も盛り込まれてございまして、この手引きの中で一定のルールの方向性を示している面もあるということの御紹介であります。

最後に23ページでありますけれども、検討課題といたしまして、こういうルール形成に向けて諸外国の行政当局、裁判所が取り組んでいる中におきまして、日本としてもこの紛争解決の予見可能性ですとか透明性を高める方策について検討して、ルール形成に関与していくべきではないか。こういう問題意識の下で、標準必須特許の紛争解決の在り方、どういうフレームワークあるいは手法によって解決を図るべきかについて検討したらどうか。こういった整理をさせていただいております。

以上が、今、事務局として、今後のテーマとして考えている事項を御紹介させていただきます。

いております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま3つぐらい今後の検討課題ということで御説明いただきましたが、これについてまた御意見をいただきたいと思いますが、竹中先生からチャットのほうに入っているので、こちらは竹中先生から最初にコメントいただけますか。

○竹中委員 ドイツに関しては、デュッセルドルフがCJEUに質問を付託したのですが、既に5月に出されたドイツ最高裁判決でLicense to allかAccess for allかについての答えは間接的に出しているという意見もあり、ミュンヘン地裁は最高裁のに従っているというような状況です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、田路委員、御発言いただけますでしょうか。

○田路委員 ありがとうございます。

このテーマは非常に関心が高いところでございまして、まず、標準化において独自の技術を継続的投資しながら知財化を図っていくということは、標準化において自分たちのポジションを上げていく上で必須の活動になるのですが、実はスタートアップの世界で今非常に課題になっていることがあります。投資家サイドから特許自体をリスペクトしていく企業姿勢は一定の評価を得つつも、やはり特許は防衛策としての捉え方が大きく、投資家から見ると、利益を生まない資産という評価になってきています。

そういう意味では、特許を生み出していくコストをどう回収するかというところが大きな課題になってきているということをお認識しておく必要があります。

標準化というものが、スタートアップが知財を継続的に投資していくことにどう制度としてサポートできるのか、特に気になるのは、今のところ特許は研究開発という位置づけになるので、一括コストとして処理しなければいけないという会計上の問題があります。果たして特許というのは全て研究開発なのか、資産計上可能なのか、という会計上のルールも今はなくて、その辺り、知財を正當に評価して、企業の経営資源として正しく評価するようなルールやファイナンス上のメリットを設定するとか、この問題をどう解決していくのかも同時に議論していただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。宮島委員、お願いします。

○宮島委員 よろしく申し上げます。

さっきのデータ活用のこととまとめてお話ししたいと思うのですが、世の中が、データの活用が大事ですということも、知財が大事ですということも分かっているとは思いますが、それが具体的に自分のやっていることとどう結びついて、どうしたらいいのかというところのつながりがうまく取れている人が、全体の中では

そんなに多くないのかなと思っています。つまり、すごく知財をプロにしている方々とか、スタートアップですごく意識をされている方にとっては当然のことでも、意外と町を歩いている普通の人、ビジネスマンとしてちゃんとやっている方でも、そこがちゃんと結びついている人がどのぐらいいるのかなと。

この議論が始まってから、地方の金融機関とか、企業の人たちと接点がある人たちに私が接触するたびに、例えば経営デザインシートのこととかを聞いてみるのですが、ごく最近聞いた大きく中小企業融資を展開している人たちも経営デザインシートの存在を知らなかったりしますし、私自身、不競法の改正の議論に加わりまして、データ活用がどういうふうに進むか、どうすればハードルが下がるかということで改正したはずなのですが、あの効果がどこまであったのか。実際その改正を知っている人にめったに当たらないというようなところがありまして、この距離のところをどういうふうに埋めるのか、本当にこれが必要な人たちに届ける方策が必要なのかなと思います。

新産業ビジョンでSociety5.0とかに関して物すごく厚いちゃんとした議論の本を経産省でつくりましたけれども、結果的に結論は、あのときすごく話し合ったのだけれども、それは民間企業をちゃんと動かすことにつながらなかったという状況に今、多分評価はなっております。ここをつなげる必要があります、例えばデータを集めても、意外とお金にならないのだよなとか、今これをやると何が役に立つのかがよく分からないのだよなというようなところを砕いていく方策が要ると思います。

例えばデータで言いますと、最近民間にもレセプトデータを出すことになったのですが、これをやったらすごくこの部分の研究が進んだということがかなり明確に示せるようになって、実績を積み上げていくと、そのよさが分かるというのはあるので、横を見て、もちろんフェイスブックとかGAFAがうまくやっているなというのは見ているのですけれども、もうちょっと身近なところでデータを活用した成功事例みたいなもの共有していくことも大事なのではないかと思います。

あとは、先ほど瀬尾さんもおっしゃいましたけれども、仕事でもあまり接しない普通の人にとっては、もっとハードルというかディバイドが激しいなと思っております。それは、もちろん高齢者がインターネットも触れていないというところの難しさ。例えば今回、マイナンバーカードがうまく広がってなくて結局郵送が多くなってしまったという特別給付金の問題とかもありますけれども、もうちょっと真ん中の、割とふだんからスマホをがんがん使っている人にとっても、すごく分かりにくいことがいっぱいあると思います。

私自身、情報の利活用のイエス・ノーの文書を全部読み切る自信がないというか、要するに何を言っているのだと。難しい機械の取扱説明書よりも厳しいなと思いながら読んでいたりしますし、あと、今回、マイナンバーカードのマイナポータルを使ってキャッシュバックがあつたりするので、知っている人がおばあさんに説明をしようと

したのですけれども、ふだんからスマホをがんがん使って自分ではできる人でも、うまく説明できないのですね。結局、市役所へ行ってくださいみたいな話になっていました。もうちょっと、おばあさんまでいかななくても、普通の生活をしている普通のビジネスマンがもっと分かりやすく、イエス・ノーとか、自分が何を判断しているかということを知るフェーズにしないと、いつまでたってもこの議論は知財とかデータの専門家の人たちの議論から外に出ない感じがするのです。

私はこの議論に入ってからずっと、この議論のどれかを自分のやっているニュースに切り出して伝えたいという気持ちを持っているのですけれども、難しくてなかなかニュースのひとつにできない、たどり着かないと思っていてまして、ニュースの企画にできないということは、多分、普通の人のところまで伝えるところまでうまくできていないのかなと思っています。今後は先端のところでは研究とかルールを決めていくということももちろん大事なのですが、決めたルールが普通の人に反映されなかったり、知ってもらえなかったらやはり何にもならないような気がしますので、その辺りを進める必要があると思いました。

特に不正競争防止法をつくった後にどのぐらいデータが今までよりたくさん流通するようになったかというのは気になっておりまして、御存じの事務局の方がいたら教えてください。よろしくお願いします。

○渡部座長 最後の限定提供データはどれぐらい使われているかは、私がアンケート調査を最近やって、思ったよりは、全然誰も知らないということはなかった。ちょっとまた整理してから御報告をしたいと思います。

次は久貝委員ですね。

○久貝委員 ありがとうございます。

知財のビジネス価値評価の点について1点申し上げます。こういう方向で無形資産の重要性の高まりの中で知財の価値、特に知財と金融に関する取組をどんどん進めていこうという方向は大賛成です。知財担保融資、例えば中国ですと今、もちろん国のサポートもあると思いますけれども、融資残高で1兆円を超えているという情報もあったと思います。そういうことで、日本でやるのは大賛成ですけれども、残念ながらこのハードルが非常に高いということは多分事務局の方も御存じだと思います。

私の昔の経験ですけれども、これも国策ということで当時の政策投資銀行に知財担保融資をやっていただきましたが、結局十数年で、件数ベースで百数十件だと思います。最近それはやめてしまったという話を聞いております。ここのデータでも民間の銀行で千葉銀行とかきらぼし、みなと、こういったところでそういう取組をなさっているのは大変ありがたいと思いますけれども、どのように特許を金融のほうの資金調達につなげていくかという方法、ぜひまた教えていただきたいと思います。特に気になっておりますのは、仮にこれが債務不履行となったときに、担保権として実行するときに実行できるのでしょうかという話がございます。この辺りは民間の銀行のほうの知恵というものが必要になってくる

と思います。

最後にもう一つ重要なことは、結局この知財特許の金銭価値をどう評価するかということですが、一つは、特許侵害の訴訟における裁判で賠償額が幾らかということと非常に関係が深いと思います。日本の今の状況は、アメリカと比べる必要はないかもしれませんが、まず何といたっても知財侵害で訴えたときに、敗訴になる可能性が非常に高い。中小企業の場合は特にそうです。それから、勝った場合でも賠償額が非常に低いということで、権利者のほうに不満があります。こういう問題が出てきますと、やはりその特許は価値がないのではないかと。それではそれに対するどのような融資ができるのかという問題にまた来ると思います。特許保護と直結する問題だということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は田中里沙委員、お願いいたします。

○田中（里）委員 田中です。ありがとうございます。

今、民間企業の多くがデジタル化への対応に力を入れ、特に新事業を考える際にはプラットフォームになろうと投資をする動きが各産業で目立ちます。取引先もそこに参加をして、データも入れて参画をするということになると思うのですが、特に中堅・中小企業規模の企業の理解が十分ではない状況があると感じています。

資料3の4ページに、官民の意識改革の課題を整理いただいていますけれども、プラットフォームの価値はデータ量によるところがありますので、プラットフォームを形成しようとしているところを信頼という面で支援するような官の役割の在り方がどうか、ということを考え、打ち出させていただくとよいのかなと思っています。

また、理解を深める点では、喜連川先生の教育界での端末配付のお話にもありましたように、デジタル社会への関心と理解を深めるためにも、享受できる価値と参加による貢献を個人も組織も認識できるように、具体的な身近な題材から知る、考えるきっかけとなることを一層強く打ち出すことが大切かと考えます。

また、資料4の2021のところに関しましては、企業においては経営デザインシートの活用で、バージョンアップや刷新の際に、新たな事業デザインやビジネスモデルの中で生まれるデータや、営業展開において獲得できるデータを強調していくのも一つの策ではないかと思っています。自社のデータを取られてしまうのではないかというような曖昧な不安に対応すると同時に、リアルデータの利活用から生み出される価値に焦点を当て、共有していくことも有効かと考えます。

不安点とか課題は既に前半の資料で整理していただいていますので、活用の面からの意見とさせていただきます。

もう一つ、資料4の11ページにあるソフトローについての見解は納得感もありますし、まさにこれが運用の肝になると思うところですが、ソフトローの解釈の拡大範囲が

とても広くなると想像ができて、運用が柔軟であるからこそ認識や理解が一致しないまま進むと、認識ギャップが広がることにならないかどうかという懸念を持ちます。赤い文字でマーキングされた、文化庁等の審議のところは利点がかなり示されているのですが、現時点で共有されているデメリットのところをもう少し具体的に、また後日でも結構なので教えていただければ幸いです。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの方はいかがでしょうか。今日まだ御発言いただいている方が大分おられると思いますが。

では、田中仁さん、お願いいたします。

○田中（仁）委員 価値の見える化をするためのツールとして経営デザインシートが提案されているのですが、これが普及していない理由は何かあるのでしょうか。

○渡部座長 これは事務局、どなたか。普及していないかどうかという、そこもあるかもしれません。

○小林参事官 事務局です。

普及していないというか、徐々に広がり始めているという段階にあると思います。我々としては様々な関係各省、例えば金融庁との連携であるとか、一つ一つ取組としては進めているのですが、爆発的に何か打つ手はあるかという、今それをまさに模索しているところになります。

他方で、例えば民間さんの中でそれを普及する法人の動きであるとか、様々な動きが出つつあるというところで、まだその花が開いていないといえますか、まだその段階に至っていないのかなというところでもあって、別途、価値デザイン経営ワーキンググループというものを立てていて、そこで今後どう進めていくかを議論している。まさにそういう状況にあるというところになります。

○田中（仁）委員 また、知財等に基づく融資をしやすいするための方策を検討するとありますが、実際に金融機関が無形資産を担保として融資したケースはあるのでしょうか。

○川上参事官 7ページのところにございますように、幾つかの金融機関においてこういう取組がなされていて、それに基づいた融資というのは、一定程度は出ているのだと承知しています。ただ、それが規模的に十分な規模になっているかどうかというところについては、恐らくそういう状況にはまだなっていないということです。それで、例えば先ほど御紹介した金融庁などでも、さらにそこを、事業全体に対する包括的な担保みたいな制度をつくることでもう少し先に進めないかという問題意識で、今、いろいろな取組が継続的に行われているという認識です。

○田中（仁）委員 では、例えば具体的に取組んだらばし銀行、千葉銀行、みなと銀行からの課題のフィードバックというのはないのでしょうか。

○川上参事官 そこも含めてこれからよく検討していきたいと思っております。

○田中（仁）委員 分かりました。

○渡部座長 あと、吉村委員。

○吉村委員 今、金融機関にどうなのだという御意見もたくさんあったのですけれども、残念ながら私どもは、知財についてはまだ担保に取った経験もございませんし、経営デザインシートについても、前から存じ上げてはいたのですけれども、まだ金融グループ全体として使っているという状況にはないところであります。

ただ、今、金融機関、ほとんどのところが事業性評価というのをやっておりますが、まさにこれは経営デザインシートがぴったり合う活動でございますので、我々のグループもそういうものをどんどんやっていこうと、まさにスタートに立ったようなところでございます。特に地方企業あるいは中小企業においては、4 ページにまとめられていますように、価値創造メカニズムということがなかなか見えていない状況にありますので、まさにそれで成長戦略とか生産性向上の道筋がなかなか見えない状況にあると思います。私どもも今申し上げましたように事業性評価として、地域の企業にいろいろ入って行って、その企業の中の価値を見出して、ファイナンスをしていくのだというところにあります。ただ今は、力不足で探っている状態でございます。一日でも早くそういう活動ができないかなと努力しているのですが、そういった意味で、8 ページにまとめられていますように、無形資産を含めた事業全体の価値の評価につきまして、何らかの一般的な基準が設定されれば、我々の活動についてもはずみがつくのではないかと考えているところであります。極めてファイナンスがやりやすくなってくのではないかなと考えています。

ファイナンスに限らず、特にコロナ後、地方の企業につきましては事業承継の課題が表面化してくると思っております。その事業承継のときこそ、やはり事業全体の価値評価が適切に行えるようになるということは非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひこの検討をさらに進めていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いいたします。

○田路委員 これまでのやりとりを聞いていて、幾つかポイントがあるなと思うのが、まず、特許の金融的な価値をどのように評価するかというときにコストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチという3つが設定されていますが、これまでは割とインカムアプローチ的な話で議論することが多いと思います。でもマーケットアプローチの実例がもう少し動いたら、特許の資産価値が比較的算定しやすくなると私は思っています。マーケットアプローチが取れない理由は、取引量が圧倒的に少なく、事例が整わないということだと思っておりますが、それにはある問題があるからだと思っています。それは第三者の特許に関心を示すことで、取引相手、例えば競合社に自分の関心の存在を知られるとか、やぶ蛇になって訴訟されるとか、法外な損害賠償を請求されるとか、いろいろな不公平な取引につながるリスクを感じるからだと思っています。それに対して、匿名取引マー

ケットをつくって、どういう特許に関心を示しているかが最終的なディールクローズ段階までは分からない仕組みをつくることで、特許を客観的に評価、取引するマーケットの規模を大きく広げていくような仕組みについて積極的に議論していくのが大事だと、このやりとりを通じて思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員、御発言でしょうか。

○山本(貴)委員 先ほどの田中委員の御質問や宮島委員の御発言にもつながるのですが、東京大学にも金融機関はかなりいらっしやっています。都銀ともお話をしましたし、信用金庫とかそういうところとも話をします。何かというと、金融関係の人が技術の評価する目を全く持っていないなということを感じる事が残念ながら多いです。なので、特許をいっぱい持っている会社なのですよという発言はあるのですが、ではどういう特許ですかというと、もうそこから先はあまり説明ができないようなことが現実的で、そうすると新しい技術を例えばアドオンして、その会社のバリューを上げていくとか、そういう話に発展しないのですね。

結論からいうと、うちのグループマネジャーを3日ぐらいお貸しするので、有望だと思う会社に連れていってくださいよと、そうしたほうが早いのではないかとという解決策を提示するようなことが残念ながら一般的なのです。要するに、知的財産というのは技術を文章で書いて権利を与えたものなので、その会社がどういう技術で競合とコンペティティブに戦っていくのかとか、どう競争優位を確立するかというような観点が必要なのですが、まず技術をあまり理解できていなくて、結果として出しているプロダクトとその売上げとか利益、そこにしか関心が行っていないので、そこが問題なのかなということを感じる事が多いです。

なので、もし本当に意欲的な金融機関があったら、そういうところと何日かうちのメンバーが同行して、こういうことをやるのだという成功事例というか、やってみせるというようなことをやらないと、半沢直樹みたいに、このねじ一本に価値があるのだというようなバンカーがなかなか少ないというのが実態かなと思っています。それが進まない原因かなと感じています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

中村先生、お願いします。

○中村委員 著作権とソフトローについて若干付言をコメントしておきます。

著作権の法律の議論は細かい手当てだけでも審議会の手続などで2年ぐらいかかるのが基本となっていて、制定して施行した頃にはもうビジネスが終わっていて、日本が取り残されるということが過去にも何度もありました。これは文化庁の審議会の場でもかねてから、法律よりも業界の調整、ガイドライン、契約モデル、実証のアクションに力を入

れるべきだと申し上げてきたのですけれども、ようやくソフトローというものが重視され始めた。

今、議論をされているテレビのネット配信も、大まかな法改正を急いで、同時に業界のガイドラインづくりが重視をされているところです。そのような動きは学者同士の議論よりも産業界やユーザーが主導していくのがよいと考えます。なので、この委員会が軸になって声を上げていくのがいいのではないかと考えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、柳川委員、お願いします。

○柳川委員 柳川でございます。途中から参加で前半というか、かなりの部分を聞けませんでしたので、ちょっとずれている話と、あるいはもう既に出た議論をもう一回お話しすることになるかもしれませんが、お許しいただければと思います。

今日の出てきた議論は、やはり非常に知財だとかデータであるとか、こういうものが企業にとって、あるいは国にとってすごく大きな価値があると。それをどうやってビジネス的にも経済全体的にも伸ばしていかなければいけないかというところの話だったと理解しています。国際的な知財をめぐる戦略的な競争環境がすごく激しくなっている中では、やはり日本も官民挙げてしっかりと、例えば標準を取りに行く話であったりとか、あるいはデータ整備の話に関しても、ルール形成において日本だけ何か考えても、世界のルールの中でそれがうまくフィットしなければ国際ルールに負けてしまうので、その意味での世界を、グローバルなところを見据えた上での官民挙げた戦略づくり、ルールづくりというのが非常に重要になってくるのだと思っております。

そういう意味では、当然、ビジネスを拡大させるだけではなくて、特に国内の利用者の方々にとっても不利益にならないというのは、そういうことをやっているとか中長期的なビジネスのメリットはなくなってしまいますので、やはり利用者の方々が安心して使える、それから、より利便性を感じて使っていけるようにしていくということが重要かと思えます。

なかなかこの分野はわかりにくいという話もあるので、何人かの委員の先生方からお話があったように、やはりきちんと分かるような形で情報提供していくということは、利便性を高める上でとても重要なことかと思えます。

ただ、やはり一般の方々にとっては、全部は分かりにくいのだろうと思うのです。僕なんかでも技術的なことは分からないので、そうなってくると、分からないから使わないのではなくて、分からないけれども、ちゃんと会社がやってくれる、ちゃんと国がルールを決めてやってくれるという、この安心感を与えてほしい。全てを自分で理解しろというよりは、そういう安心感の部分を理解したいということがあると思えますので、そういうルール整備が重要なのだろうと思えます。

それから、金融機関のお話で事業性評価のところがございました。私はやはり金融機関

はしっかり事業性評価をできるようにする、あるいは知財の価値を評価できるようにする金融機関側の努力はとても重要だと思います。ただ、その一方で、知財であったり事業のアイデアだったりというものは、会社の中でもそれをいかに事業化していくかという道筋がないと、技術がありますというだけだと、実はそれはその会社がどうやって生かすかによって、宝にもなればごみの山にもなるわけです。それを金融機関の側が、じゃあおまえが評価しろと言われても、いやいや、あなたたちの会社の側はこれをどういうふうに生かそうとするのですかというようなところが分からないと、実はかえって危ないという話にもなると思います。

ですから、金融機関の側も当然努力が必要ですが、経営の側も特許をどう生かすのかと。それを全体の事業の中でパッケージ化して、どうやって生かしていくのかというところがきちんと外に向かって評価されるようにしていかなければいけない。政府全体としては、やはりその部分がぼやっとしているので、どこからどこまでが事業であり、どこからどこまでがこの知財に関わるリターンであり評価なのかということを、もう少し線引きをクリアにすると外側が評価しやすいし、あるいは中の人も評価を出しやすいという線引きをクリアにするということが多分今回重要なことかなと思います。

最後にですけれども、やはりソフトローの話がありました。柔軟にできるだけ対応していかないと、この変化の早い時代においてはどんどん後れていってしまうことになりまので、もちろん今の法制度を超えるようなことを勝手にやってはいけないわけですが、その範囲内でできるだけ柔軟にできる仕組みを考えていくというのが知財本部の中で非常に重要なことかと思えます。

すみません。ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

大体御意見をいただいたかと思いますが、立本委員、まだ御発言がなかったかと思いますが、今、聞かれていますか。

○立本委員 聞いています。今までの議論にはついていっています。大丈夫です。ありがとうございます。

○渡部座長 ほかに御発言がある方、残っていませんか。

杉村委員、お願いします。

○杉村委員 杉村です。

知財と金融に関しましては、先ほどの委員の方もおっしゃっていましたように、銀行側があまり知財のことをよく理解できていないというようなところが大きな問題の一つではないかと思っているところでございます。

また、金融庁が率先をしていただいて、知財の価値を評価いただく仕組みづくりをぜひ進めていていただきたいと思いますと思っていますところでは。

それから、ソフトローの活用法というのも非常に重要なところでございます。一旦問題が生じた場合に、迅速に解決できる法制度を構築する仕組みやソフトローで対応する仕組

みというのも重要だと思っています。

また、資料の23ページでございますが、先ほども申し上げましたように、標準必須特許に関しましては、今、スマート農業の農林水産分野、食品分野と工業技術分野との融合というようなものも推進されているところでございますので、このような異業種間が関与する分野での標準というのも今後重要になっていくところだと思います。

当然ですけれども、異業種間だけではなくて、同業種間についての標準必須特許の利用も活発化しているところでございますので、検討課題の②にありますように、どのような分野についてどのようなフレームワークや手法によって解決を図るべきかというのは、それぞれの業種によっても若干違っていると思いますし、日本の権利者がグローバルな視点で考えると、強い分野もありまた、弱い分野もありますので、バランスを図って考えていかなければいけないと思っています。

最後に質問なのですが、23ページのブルーのところの2番目ですけれども、紛争解決のルール形成に向け、諸外国の行政当局や裁判所が取り組んでいる中、日本としてもルール形成に関与していくべきではないかという記載は、国際的なルールに関与していくべきではないかという意味なのでしょうか。ちょっとよく分からなかったもので、御説明いただければと思います。

○渡部座長 最後のところ、国際的というところだと思いますが、これは川上さんかな。

○川上参事官 今、もう御案内のとおり、標準必須特許をめぐるルールというのは、もちろんその国その国の特許権のルールというのは国ごとでありますけれども、基本的には行政の姿勢とか裁判所の判断というのが、グローバルなルールという形で収れんしていつている状況だと思います。そういう中で、日本としてそういうところにどのように貢献していくかという問題意識で書いています。

○杉村委員 分かりました。

○渡部座長 そういうことでよろしいでしょうか。

今日はかなり盛りだくさんだったのですけれども、一通り御意見は伺えたかと思えます。今日、事務局案として出していたことについては、委員の皆様方の御意見を受け止めて、それで進めていくということになるかと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議論について、局長からサマリーを。

○田中局長 ありがとうございます。

最後の3点を含めて5点ほど御議論いただきまして、それぞれ私どももそうだと思うている意見が多数出て、大変ありがたく思っております。

まず、データのところで、たくさん委員の方々から、国民や多くの事業者が本当にそのデータを活用しよう、あるいは公共政策にデータを提供しようと思うようなリテラシーをどう高めていくのだというような問題意識をいただいたと思っております。これは政府の関係者のこれらの政策に携わってきた全ての人間の悩みでありますけれども、答えは一つしかないと思っております、それは多くの国民や、あるいは事業者の方々の実感

のできるデータサービスを提供していくというプロセスでしかこれはもう体感し得ないと思っております。

そこで、ガバメントリーチで何ができるかということになりますと、それはデータプラットフォームの構築を支援するとか、あるいはそこについてのルールを形成するとかいうことで関与していくことが基本になろうかと思っておりますので、データ戦略の中で分野別、それから分野横断、プラットフォームというのが議論されておりますけれども、そのルール形成をする過程で、いち早くそこからサービスが得られていくようにしていくことが何よりも先決なのかなと思っておりますのでございます。

これも具体論よりも一般論が重要だというような御意見もいただきました。そうだとおっしゃって、このデータのルールをどういう形式でやっていくのかということについては、まず進めやすいところからやっていくということかと思っております。したがって、プラットフォームを形成するということについてはプラットフォームのルールとしてやっていく。その決め方、中身が大事だと思いますので、個別具体的な分野を決めてやっていくことを知財本部としても政府内に後押しをしていくということだと思います。それをどう具体化していくかが次の課題ではないかと思っておりますのでございます。

標準のところにつきましても、民で人材育成も含めて十分やり切れない部分が出てきているのではないかというような御意見もございました。実はほかの会議でこの議論を私どもとしてさせていただくときにもそのような御意見があります。現実、話が随分とシステム・オブ・システムで大きくなる中で、日本の一企業一企業にとっては極めてその議論にコストを払った対価というものが、自分の事業分野の極めて小さい分野でしか返ってこないというようなものもある。そういうものをどう拾っていくかという意味で、先ほど官のいろいろな機関のプラットフォームという御議論も提供させていただきましたけれども、そういったところで公共財としてサービスを提供していく中で吸収していく、あるいは人材育成もその中で吸収してやっていくこともあるのではないかということも含めて、多義的な意義を含めて設計をしていきたいと思っておりますのでございます。

残り3つ新しい分野のお話をいたしました。これもまだ問題提起ということで、議論する有用性も含めて様々な御意見があると思っております。今日は比較的ポジティブな御意見をいただきましたので、進めていきたいと思っておりますけれども、例えばソフトローについては、ポジティブな面だけではなくてデメリットもちゃんと検証するという話がございました。特に権利を持っている方もいらっしゃるわけなので、その方々がイノベーションのモチベーションを維持できるためにどうしたらいいのかということも含めて検証しながら議論していきたいと思っております。

一番最初に出た知財の活用、投資の力学をつくり出すというところは、ここでの言葉の最大の力点は活用でございます。したがって、まさに事業性評価融資とどう結びつけていくかということと、これの評価のエコシステムをどうつくっていくかということまでないと、単純に評価方式とか妥当な評価の方法論だけ議論してみてもあまり力学になってい

きませんので、そこに含めて、どういうプレーヤーが日本に出てき得るのか。それを屹立させるためにはどういうメカニズムを回したらいいのかということも含めて議論をしていきたいと思っています。

そんなことも含めて、今日いただいた御意見を踏まえて、さらに深掘りをして、また次の御議論に材料を提供してまいりたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

お忙しいところ、今日は大変いろいろ意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の会合はこれで閉会とさせていただきますと存じます。ありがとうございました。